



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結び]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

成年後見制度の理念は、自己決定権の尊重、残存機能の活用、ノーマライゼーションの実現にあい!!

成年後見制度を 考える！



◆市区町村長の申立てが増加

認知症の高齢者が460万人を超えたといわれ、認知症高齢者に関わる事故・事件などの報道が後を絶ちません。

「山梨県内の特別養護老人ホームで暮らすある女性には認知症があり、施設に入る前は一緒に暮らす息子から経済的虐待を受けていた。家を出され車での生活を余儀なくされ、食事も満足に取れない状況だったとみられている。女性はその後入院し、病院から連絡を受けた自治体がこれ以上息子との生活を続けさせられないと判断した。市区町村長が申し立てを行い、弁護士が後見人となった。

弁護士の松本さんは女性の施設への入所手続きを行い、今は年金などの財産の管理を行っている。女性は施設に入り体調が良くなり、支えられながら歩くことが出来るようになった。」

これは、NHKの朝の番組で報じられたものですが、認知症などで判断能力が十分でない人の財産管理や介護サービスの契約などを行うために、親族や市区町村長の申立てで後見人を決める「成年後見制度」に関わって、市区町村長の申立てが増えている事例を取り上げていました。

◆成年後見制度とは

あらためて、「成年後見制度」とは、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方（本人という）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶこ

法定後見制度の3種類

		後見（こうけん）	保佐（ほさ）	補助（ほじょ）
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての一般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	なし
	申立てにより与えられる権限	なし	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。（出典：「成年後見制度」 家庭裁判所）

とで、本人を法律的に支援する制度です。

「法定後見制度」(1頁下表、参照)と「任意後見制度」がありますが、「法定後見制度」を利用するには、家庭裁判所へ審判の申し立てを行います。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

【事例】 <「成年後見制度」(家庭裁判所)より>

本人は5年ほど前から認知症の症状がみられるようになり、2年前からは入院をしています。ある日、本人の弟が死亡し、本人が弟の財産を相続することになりました。

弟には負債しかなく、困った本人の妻は、本人のために相続放棄の手続きをとりたいたと考えました。



本人の妻が、後見開始の審判の申し立てを行い、家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。

成年後見人には、妻と司法書士が選任され、妻が本人の入院契約などを、司法書士が相続放棄の手続きや本人の財産管理を、それぞれ行うことになりました。

成年後見制度を使いたいのだが、どこに相談したらいいかわからないといった場合、市区町村に設置されている地域包括支援センター、あるいは日本司法支援センター(法テラス)、成年後見制度に関わる専門職の団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会など)に成年後見制度を利用するための手続き、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することをお勧めします。

◆十分な判断能力あるうちに「任意後見制度」

「任意後見制度」は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に「任意後見監督人」の選任の

申し立てを行い、選任されたところで任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。

◆自己決定権の尊重が要

成年後見制度の理念は、「自己決定権の尊重」、「残存機能の活用」、「ノーマライゼーション」(心身に障害を持つ者も、人間としての権利に基づいて、障害を持たない者と同じように地域社会で生活をしていく、あるいはそういう社会をつくっていく)を掲げています。つまり、成年後見人が選任されても、いままでどおり本人の日常生活に必要な範囲の行為は自由にできるわけです。

成年後見制度の最大のポイントは、申し立てる家族などのためだけでなく、何事も「被後見人のために」行われることであり、その前提には「自己決定権の尊重」という思想があるはずです。

ところが、実際の審判申立て件数をみると、「後見開始」80%、「保佐開始」14%、「補助開始」4%、「任意後見監督人選任」2%となっています(「成年後見関係事件の概況-2014年1月~12月-」より)。

本来であれば、判断能力が十分あるときに行う「任意後見制度」が自己決定権の尊重を最大限保障するものであることは明白でしょう。にもかかわらず、わずか2%なのです。「私はまだしっかりしているから大丈夫」と本人が拒否すれば、利用には結びつきません。結果として、詐欺にあたり、訪問販売で高額商品を買わされたりして、切羽詰まって「申し立て」というケースが多いのかもしれない。

筆者のこれまでの経験からみて、認知症がすすんでさまざまな支障が出てきてしまっただけではなく、本人の将来のことを考えてどうすることがいいのかを、本人と一緒に地域包括支援センターなどの担当者と相談しておくことが大切だと思います。余裕を持って判断できる機会に、成年後見制度について理解しておくことが、いざとなったときの道標の一つになります。周囲の人たちの都合や利害を優先するのではなく、本人の「自己決定権の尊重」を第一義に考えてください。